令和8年11月20日
内　閣　官　房
国　土　交　通　省
防　　衛　　省

総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備について
（依頼）

国家安全保障戦略（令和４年１２月１６日閣議決定）に基づく、「総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備」に関し、「円滑な利用に関する枠組み」を関係省庁と神戸市との間で確認することを依頼する。

（案）

神戸空港における空港の施設の円滑な利用に関する確認事項

１．空港管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による空港の施設の円滑な利用について、空港法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。

２．また、自衛隊・海上保安庁と空港管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は航空機の飛行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）であって、当該空港の施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。

３．　上記の着実な実施に向けて、防衛省近畿中部防衛局・海上保安庁第五管区海上保安本部と空港管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。国土交通省大阪航空局はこれに協力する。

令和●年●月●日

国土交通省大阪航空局長

海上保安庁第五管区海上保安本部長

防衛省近畿中部防衛局長

神戸市長